

医療労務管理支援事業

医療勤務環境改善研修会 「2024年4月医師の働き方改革施行 に向けて」

令和5年11月22日（水）に医療勤務環境改善研修会を開催し、塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士・厚生労働省医師の働き方改革に関する検討会構成員等の福島通子氏をお招きし、「2024年4月からの新制度施行前後でやるべきこと」をテーマにご講演いたしました。

ハイブリッド形式で開催され、会場3名、オンライン35名の参加がありました。

2024年4月から医師の労働時間上限規制が差迫る中、いずれの医療機関も取り組みを進めているところです。そこで今一度確認すべきこと、なすべきことを具体的に示して頂き、盛りだくさんで大変参考になるご講演内容でした。

1. 改めて「働き方改革」の意義を考える

これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担が更に増加することが予測される。こうした中、医師が健康に働き続ける



福島通子氏

事が出来る環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト／シェアの推進と併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要がある。

目指す姿は、医師の健康確保＋地域医療等の確保→質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供すること。

2. 職員全員が自らの役割を全うするための改革

- ・サステイナブルな医療を目指すには、医療従事者が健康で前向きに患者と向き合える環境が大事
- ・医師の労働時間短縮、健康確保措置、タスクシフトの実現に向けた業務範囲の見直しも必要
- ・専門性を活かすための効率化により、パフォーマンスを最大化する
- ・法的な拘束だけでなく、組織上層部や当事者の意識改革や民間に倣った業務プロセス改革も必要

3. 2024年4月は始まりにすぎない

- ・やることは山積みだが業務を見直す良い機会
- ・そもそも「働き方改革」は時間外労働時間規制だけではない
- ・各医療機関のトップや職員の働き方改革をするという目的意識を共有して、参加型の改善システムを構築することが大事
- ・成功のカギはトップの意識改革にある

4. 宿日直は労働時間に含まれるか

宿日直許可の有無により取り扱いが異なるため、まずは自院の取り扱いを確認する。診療科ごとに許可を得ている場合は特に注意が必要である。

宿日直許可基準の概要については、常態として、昼間のようにずっと労働する必要のない勤務であり、通常の労働の継続ではないこと。問診等による診療（軽度の処置を含む）等、特殊な措置を必要としない軽度、又は短時間の業務に限ることとされておりこれ以外の業務が認められた場合は、時間外労働として算定する。

5. まだ許可が得られていないなら申請を急ごう

- ①申請書類の確認・準備→②監督署への相談、申請→③監督署による実地調査→④許可

6. 勤務医が納得いかない点への対応（宿日直許可）

- ・毎回時には実態を報告し、監督署の許可を得ている事

- ・定期的にモニタリングし、課題があれば改善する事
- ・そもそも頻繁に実働がある場合には許可は下りない
- ・許可を得た場合でも、宿日直業務の範囲外の業務があった場合は時間外手当を支払う

7. 研鑽は労働時間に含まれるのか

- ・まずは自院の研鑽の取り扱いを確認
- 病院としての考え方をしっかり周知し、業務に該当する研鑽について申告してもらう仕組みを作る。

8. 2024年4月以降の医師の36協定について

- ・2024年4月1日以降、新たな様式となる
- ・特例水準に係る36協定の締結には、水準指定を受けていることが前提
- ・再締結の必要はなく、1年後に新たに締結する協定から上限規制に応じた協定を締結

9. 法令順守「医事法制・医療政策の側面から」

- ・都道府県（保健所）の年1回の立入検査の中で追加的健康確保措置の履行確保に関する調査を実施
- ・面接指導の実施・就業上の措置⇒全医療機関対象
- ・勤務間インターバル・代償休憩⇒特定労務管理対象機関
- ・医師の勤務間インターバル9時間ルールの設定

10. タスクシフト／シェア（他職種）を推進

- ・医師事務作業補助者の配置
- ・特定行為研修修了看護師の配置
- ・臨床工学技士の麻酔補助業務への参画
- ・臨床工学技士のスコープオペレーターへの参画
- ・病棟・外来薬剤師の配置

以上、医師の働き方改革施行に向けて、様々な角度からご講演いただきました。今回の研修を受け、改めて2024年4月から新しいルールが始まることを実感し、医師に限らず全職員が制度や仕組みを正しく理解する必要があると感じました。今後更に少子高齢化が進んだ社会となっても、地域に必要な医療が提供でき多様な医療従事者が活躍し、「医師の働き方改革」は実現できると考えます。

(伏見岡本病院・岩田裕花＝
京都府医療勤務環境改善支援センター運営委員)